

東京都教員育成協議会 設置要綱

(設置)

第1 東京都教育委員会は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の7第1項の規定に基づき、東京都教員育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2 協議会は、東京都教育委員会が教員の研修や資質向上に関係する大学等（以下「関係大学等」という。）と教員の育成ビジョンを共有し、教員の資質・能力の向上に係る事項についての協議を行う。

(協議事項)

第3 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質に関する指標に関する事項
- (2) 教員の養成に関する事項
- (3) 教員の資質・能力の向上に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(構成)

第4 協議会は、関係大学等の教授等、東京都内区市町村教育委員会教育長、東京都公立小・中学校長、東京都立学校長及び東京都教育庁関係者により構成される委員をもって構成する。

2 協議会の委員は、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱又は任命する。

3 協議会に会長を置き、教育庁教育監の職にある者をもって充てる。会長は協議会を主宰し、会務を総括する。

4 協議会に副会長を置き、教育庁指導部長の職にある者をもって充てる。副会長は会長を補佐し、委員長不在のときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5 第4に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者を、臨時委員に充てることができる。

(委員任期)

第6 委員の任期は、委嘱した日から当該年度末までとし委員の再任は妨げない。

なお、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第7 協議会は、必要に応じて関係者等の意見を聴取することができる。

(事務局)

第8 協議会の検討事項の整理等事務を処理するために、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、教育庁指導部指導企画課長の職にある者をもって充てる。

- 3 事務局に副事務局長を置き、教育庁指導部企画推進担当課長及び東京都教職員研修センター企画部企画課長の職にある者をもって充てる。
- 4 事務局は、別紙に掲げる職にある者で構成する。

(検討部会及び作業部会)

- 第9 会長から指示のあった事務等処理するために、協議会に検討部会及び作業部会を置く。
- 2 検討部会に部会長を置き、教育庁指導部企画推進担当課長の職にある者を充てる。
 - 3 作業部会に部会長を置き、教育庁指導部主任指導主事の職にある者を充てる。
 - 4 検討部会及び作業部会は、別紙に掲げる職にある者で構成する。
 - 5 4に掲げる者のほか、会長が必要と認める者を充てることができる。

(庶務)

- 第10 協議会の庶務は、教育庁総務部教育政策課及び人事部職員課の協力を得て、教育庁指導部指導企画課及び東京都教職員研修センター企画部企画課において処理する。

(その他)

- 第11 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成29年2月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。